

阿南工業高等専門学校寄宿舎共用棟利用者要項

(平成26年7月9日)

(要 項 第 10 号)

第1 共用棟の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を許可された施設、設備及び備品は大切に取り扱い、無断で移動させないこと。また、これらを破損、損傷又は亡失したときは、その責を負うものとする。
- (2) 電気・水道等は、できる限り節約に努め、電磁調理器・洗濯機・テレビ等機器類の取扱いは特に慎重に行い、電源を入れたまま放置することのないよう注意するとともに、故障等の場合は、直ちに学生課寮務係へ連絡すること。
- (3) 火気の使用は禁止する。
- (4) 爆発物・危険物等を持ち込まないこと。
- (5) 大声・騒音その他、他人の迷惑になるような行為は厳に慎むこと。
- (6) 室内等は、常に整理整頓、清掃を行い清潔に保つよう心掛けること。
- (7) 宿泊施設として利用する寝具類は、利用者が準備すること。
- (8) 利用許可を受けた者以外は、入室させないこと。
- (9) 利用期間中は、少なくとも1日1回以上清掃時間を設け、共用棟内外の清掃を行い、特に便所、洗濯室、シャワー室等平素不潔になりやすい箇所は、入念に行うこと。
- (10) シャワー室の利用に当たっては、電気・水道等の節約に努める外、その取扱いに特に注意し、利用後は災害防止に努めること。
- (11) 飲酒・喫煙は厳禁とする。
- (12) 利用後は掃除を行い、施錠を確認して退出すること。
- (13) その他、共用棟の管理にあたる職員の指示に従うこと。

第2 この要項に定められていない事項については、寮務主事の判断するところによる。

附 則

この要項は、平成26年7月9日から施行する。